

一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会
定款施行細則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本定款施行細則（以下「本細則」という。）は、一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会（以下「本法人」という。）の定款の施行、その他本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

第 2 章 会 費

(入会金)

第 2 条 会員は次の入会金を納入しなければならない。

会員の種別		入会金
正会員		1,000 円
賛助会員	個人	3,000 円
	団体	3,000 円
名誉会員		0 円

(入会金の納期)

第 3 条 入会金は、本法人から入会承認の通知を受けた日から 14 日以内に納入しなければならない。

(年会費)

第 4 条 会員は次の年会費（年額）を納入しなければならない。

会員の種別		年会費（年額）
正会員		10,000 円（評議員 12,000 円）
賛助会員	個人	一口 15,000 円（一口以上）
	団体	一口 100,000 円（一口以上）
名誉会員		0 円

(年会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、本法人からの会費納入の通知後14日以内に前条の区分に応じて、本法人の指定する方法で年会費全額を納入しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の年会費についても、原則5条に定める年会費全額の納入を必要とする。ただし、評議員会の決議により、入会時期等の諸般の事情を鑑み、年会費を減額することができる。

2 中途入会の場合の前項の会費の納期については、前条第1項と同様とする。

(会員資格の更新)

第7条 会員は、会員の種別の変更、または退会の意思表示をしない限り、翌年度以降も自動的に当該年度の同種別の会員資格を更新したものとみなす。

(再入会)

第7条の2 定款第11条の規定により退会となった者から再入会の申込があった場合については、未納分の会費全額及び当該年度の年会費を理事長の指定する期日までに全額納付した場合に限り、再入会を認めるものとする。

第3章 評議員の選出

(新任評議員)

第8条 設立後に本法人の評議員となるには、立候補又は現職評議員による推薦によるものとし、所定の用紙を評議員選出委員会に提出し、評議員選出委員会での審査を経て、評議員会で承認されなければならない。

2 立候補者又は被推薦者は、以下の資格要件を具備していなければならない。

(1) 引き続き3年以上本法人の正会員であり、かつ会費を完納していること。

(2) 満65歳以下であること。

(3) 定位・機能神経外科等について、知識、業績(論文、学会発表等)、もしくは実績(業務経験、役職等)を有していること。

(4) 所属の大学、専門施設において教授又は施設長の地位を有すること、もしくは現職の評議員3名以上の推薦があること。

(評議員選出委員会)

第9条 本法人には、定款第13条の規定に基づき、評議員選出委員会を設置する。

2 評議員選出委員会は、評議員候補者の立候補、推薦の方法を定め、また評議員候補者の資格要件の審査を行う。

- 3 評議員選出委員会は、理事会により選任された委員長1名と、委員長が指名した2名以上の委員をもって構成する。
- 4 評議員選出委員会の委員は、現職の理事を兼ねることができない。
- 5 評議員選出委員会は、立候補又は推薦のあった評議員候補者の資格審査を行い、その結果を理事会に報告するものとする。

(再任評議員)

- 第10条 評議員選出委員会は、定款第14条の規定により任期満了となった評議員に関し、再任を希望する者の資格審査を行う。
- 2 評議員が任期満了となる定時評議員会の前年に再任の意思の調査を行い、希望者に関しては第8条に定める資格審査を行うものとする。
 - 3 再任評議員については、第8条に定める資格要件に加えて、以下の要件を満たすことを要する。
 - (1) 在任期間中に評議員会を1回以上出席していること。ただし、委任状による出席は含まないものとする。
 - (2) やむを得ない理由(海外赴任、留学、出産、病気など)により、(1)の要件を満たせない場合は、事前にその申出をしていること。

(評議員選出の特則)

- 第11条 評議員選出委員会及び理事会は、運営強化のための増員、あるいは著しい評議員数の減少など、評議員の補充、追加選出をする必要があると判断した場合には、評議員の任期満了による改選時期に限らず、臨時に評議員会を開催し、評議員の補充、追加選出を行うことができる。
- 2 前項に定める臨時の評議員選出の手順は、第8条の規定を準用する。

第4章 役員の選出

(理事・監事候補者)

- 第12条 本法人定款第26条の規定による評議員会での理事及び監事の選任にあたり、その候補者の選出は理事会の決議により行うものとする。
- 2 理事候補者は、本法人の評議員(第8条の規定により評議員選出委員会の資格審査を経ていて評議員会での承認が未了の者を含む。)から選出するものとする。

第5章 会 計

(経費)

第13条 本法人の経費は次の収入をもってこれに充てる

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第6章 定款施行細則の改廃

(改廃)

第14条 本細則の改正又は廃止は、評議員会の決議によらなければならない。

第7章 雑 則

(規定外事項)

第15条 本細則に規定のない事項については、評議員会又は理事会の決議により制定する細則による。

平成30年4月2日 施行
令和2年6月15日 改正
令和2年7月6日 改正
令和5年6月26日 改正